最終更新日:2015年5月19日

アスクル株式会社
代表取締役社長　岩田　彰一郎
問合せ先:財務・広報室　03-4330-5130
証券コード:2678
http://www.askul.co.jp/kaisya/ir/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「お客様のために進化する」という企業理念に基づき、お客様、株主・投資家、パートナー企業、社員、その他、社会の様々なステークホルダーの声に耳を傾けるとともに、社会的意義のある新たな価値を創造し続けることで、様々な社会の課題解決に寄与したいと考えております。
そのために、コンプライアンス経営をさらに徹底し、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を図ることで、持続的な成長と長期的な企業価値の向上に努め、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ヤフー株式会社　（「2. 資本構成」は、平成26年11月20日現在で記載しております。）	23,028,600	41.85
プラス株式会社	5,935,700	10.79
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	2,302,100	4.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,840,900	3.35
JPMC OPPENHEIMER JASDEC LENDING ACCOUNT(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1,457,741	2.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,257,600	2.29
UBS証券株式会社	1,132,585	2.06
岩田　彰一郎	901,500	1.64
今泉　英久	796,400	1.45
今泉　忠久	790,400	1.44

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

平成26年9月1日付で株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから大量報告書(変更報告書)が関東財務局長に提出されておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株主数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりです。

氏名または名称	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	329	0.60
三菱UFJ投信株式会社	420	0.76
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	1,823	3.31
計	2,573	4.68

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部

決算期	5 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
戸田　一雄	他の会社の出身者								△			
斎藤　忠勝	他の会社の出身者								△			
今泉　公二	他の会社の出身者								○			
小澤　隆生	他の会社の出身者								○			
宮田　秀明	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
戸田　一雄	○	社外取締役の戸田一雄氏は、当社と一般消費取引がございます松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）にて代表取締役副社長等を歴任しておりました。	戸田一雄氏は、平成18年8月から1年間当社社外監査役を務めており、その職責を適切に果たしておりました。また、同氏は、グローバルに事業展開する家電メーカーの経営に長年携わり、企業経営および学校経営に関する豊富な経験・実績と高い見識を有しており、平成19年8月以降は、当社社外取締役として業務執行に対する監督機能を適切に果たしていることから、社外取締役に選任しております。左記の一般消費取引は、当社の独立性に影響を与えるものではなく、独立役員に指定しております。

斎藤　忠勝	○	社外取締役の斎藤忠勝氏は、当社と一般消費取引がございます株式会社資生堂にて取締役等を歴任しておりました。	斎藤忠勝氏は、グローバルに事業展開する化粧品メーカーの経営に長年携わり、海外事業を含む企業経営に関する豊富な経験・実績と高い見識を有しており、平成21年８月以降は、当社社外取締役として業務執行に対する監督機能を適切に果たしていることから、社外取締役に選任しております。左記の一般消費取引は、当社の独立性に影響を与えるものではなく、独立役員に指定しております。
今泉　公二		―――	今泉公二氏は、文具事務用品・オフィス家具メーカーの代表者を長年務めており、また食品メーカーの社外監査役としての経験を含め、企業経営に関する豊富な経験・実績と高い見識を有していることから、社外取締役に選任しております。
小澤　隆生		―――	小澤隆生氏は、インターネットビジネス、e-コマースの分野における企業経営の経験、社会的活動を目的とした公益法人等のマネジメント経験を有しており、高い見識・幅広い知見を有していることから、社外取締役に選任しております。
宮田　秀明	○	社外取締役の宮田秀明氏は、当社との間で物流プロジェクトおよびLOHACO ECマーケティングラボに関するアドバイザリー業務委託契約を締結しております。	宮田秀明氏は、大学および大学院教授を歴任し、社会システム工学、サービスサイエンスプロジェクトマネジメントの分野において高い見識・知見を有するとともに、多数の民間技術開発プロジェクトを主導した実績を有しており、また企業経営の経験も有していることから、社外取締役に選任しております。なお同氏は左記に記載のとおり、当社との間で物流プロジェクトおよびLOHACO　ECマーケティングラボに関するアドバイザリー業務委託契約を締結しておりますが、当社の「独立役員指定ガイドライン」の規定する役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているものに該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であるため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	1	3	1	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	1	3	1	1	社外取締役

補足説明 更新

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、代表取締役社長、顧問弁護士および独立役員に指定された社外取締役、社外監査役の中から、取締役会で選任された委員により構成され、取締役および重要な役職員の選任および解任に関する事項や、報酬における基本方針・個別報酬等について答申案を策定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は監査方針に基づき、取締役、事業本部長、本部長を中心に監査を行います。また、監査役は、内部監査部門による往査および講評会への参加、会計監査人による会計監査への立会い、棚卸実地調査等への立会いも行います。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小川　宏喜	他の会社の出身者										△			
安本　隆晴	他の会社の出身者													
北田　幹直	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小川　宏喜		―――	小川宏喜氏は、プラス（株）において取締役情報機器事業本部長、デュプロ（株）社長等を歴任し豊富な経験と高い見識を有してます。また、社外監査役として平成15年8月よりその職務を適切に果たしていることから、社外監査役に選任しております。
安本　隆晴	○	―――	安本隆晴氏は、公認会計士としての専門的な見識と監査実務経験を有しており、社外監査役としての豊富な経験も有しております。また社外監査役として平成13年8月よりその職務を適切に果たしていることから、社外監査役に選任しております。独立役員の資格を充たしており、独立役員に指定しております。
北田　幹直		社外監査役の北田幹直氏は、当社との間での法律顧問の委任契約関係にある森・濱田松本法律事務所に客員弁護士として所属しております。ただし同氏は当社から森・濱田松本法律事務所に委託した案件に関与したことはございません。	北田幹直氏は、法曹界で要職を歴任され、現在は社外取締役、社外監査役としての経験を有しているほか、弁護士として、コンプライアンス、危機管理分野における専門的な知見を有しておることから、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、当社が定める「独立役員指定ガイドライン」において独立役員の資格を充たす社外役員の全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と、中期的な企業価値の増大に向けてのインセンティブとしての「ストックオプション」によって構成されており、その個別報酬額については指名・報酬委員会にて審議し、取締役会にて決定しております。各事業年度における「基本報酬」は主に前事業年度における業績に基づいて決定しており、役位の上位者ほど前事業年度における業績に基づいて変動する割合が高くなる仕組みとなっております。「ストックオプション」については、当社の取締役に単年度だけでなく中長期の業績向上と株価を意識した経営を動機付ける仕組みにしており、その役位に応じた数を付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社および当社子会社の取締役、監査役、従業員に対して長期インセンティブとして、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

招集通知等において取締役、監査役に対する報酬総額をそれぞれ社内・社外別に開示しております。
また報酬等の総額が1億円以上である取締役がいる場合には、有価証券報告書における個別開示を行うこととしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と、中長期的な企業価値の増大に向けてのインセンティブとしての「ストックオプション」等によって構成されており、その個別報酬額については指名・報酬委員会にて審議し、取締役会にて決定しております。各事業年度における「基本報酬」は主に前事業年度における業績に基づいて決定しており、役位の上位者ほど前事業年度における業績に基づいて変動する割合が高くなる仕組みとなっております。「ストックオプション」等については、当社の取締役に単年度だけでなく中長期の業績向上と株価を意識した経営を動機付ける仕組みにしており、その役位に応じた数を付与しております。当社の監査役の報酬は固定報酬である「基本報酬」のみとしており、監査役会にて協議のうえ、決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役および社外監査役の専従スタッフは配置しておりませんが、人事部門が秘書機能を担っており、法務部門が取締役会の事務局として関係部門と連携して適切な対応を図っております。なお、監査役の職務の補助については、必要に応じて内部監査部門、法務部門が適宜対応するほか、監査役より専従スタッフ配置の求めがあるときは監査役と協議の上、適切に対応します。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は監査役会設置会社形態を採用しております。
取締役は10名で、うち5名が社外取締役（うち、3名が独立役員）であります。取締役会では、経営戦略や新規事業の事業計画および重要な業務執行などの提案についても活発、かつ、有効な議論がなされております。
監査役は4名で、うち3名が社外監査役（うち、1名が独立役員）であります。監査役会では、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、または決議しております
上記、取締役会、監査役会のほか、「1. 経営会議」「2. 指名・報酬委員会」「3. CSR委員会」「4. リスク・コンプライアンス委員会」「5. 労働安全衛生委員会」「6. 品質マネジメント委員会」「7. 情報開示委員会」「8. オペレーションコミッティ」を設けております。
1. 経営会議
CEO、経理財務担当取締役、COO、および業務執行取締役で構成され、各規程に基づき審議すべき業務執行に係る議案を精査し、付議しております。

2. 指名・報酬委員会
取締役会の諮問機関として、代表取締役社長、顧問弁護士および独立役員に指定された社外取締役、社外監査役の中から、取締役会で選任された委員により構成され、取締役および重要な役職員の選任および解任に関する事項や、報酬における基本方針・個別報酬等について答申案を策定しております。
3. CSR委員会
当社および当社グループの社会的責任を果たし、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図り、取締役会のガバナンス機能を補完することを目的として、CSRに関する課題や方針の審議、決定、および下記4～7. の各委員会のモニタリングを行っています。委員は、代表取締役社長、リスクマネジメント担当取締役を含む業務執行取締役、社外取締役または社外監査役1名以上、および、下記4～7. の各委員会の委員長で構成されています。
4. リスク・コンプライアンス委員会
当社および当社グループにおけるリスクを管理するとともに、法令や社内外の規則・規範を遵守し、適正な業務遂行を図ることを目的として、下記5. 6. の各委員会での所管事項以外の事案に関するリスクおよびコンプライアンスの状況についての把握と対策に取り組んでいます。委員は、代表取締役、リスクマネジメント担当取締役を含む業務執行取締役、および、社外取締役または社外監査役1名以上で構成されています。
5. 労働安全衛生委員会
当社および当社グループの労働安全と労働環境の向上を通じて、スタッフおよび従業員等の安全確保および心身の健康・向上、ならびに、生産性と士気の向上を図ることを目的として、労働安全衛生に関する状況の把握と対策に取り組んでいます。委員は、リスクマネジメント担当取締役を含む業務執行取締役、および、監査役1名以上、人事、法務、CSR、総務、経営企画担当部門の本部長、内部監査の部門長で構成されています。
6. 品質マネジメント委員会
当社および当社グループの取扱商品の品質向上および品質管理機能の強化を目的として、取扱商品の品質に関する状況の把握と対策に取り組んでいます。委員は、リスクマネジメント担当取締役を含む業務執行取締役、社外取締役または社外監査役1名以上、商品事業担当の上級執行役員、品質マネジメント、法務、CSR、経営企画担当部門の本部長、内部監査の部門長で構成されています。
7. 情報開示委員会
当社および当社グループの適切な情報開示により、経営の透明性を高めることを目的として、開示の決定をしております。委員は、情報取扱責任者、広報、財務、経営企画、経理担当部門の本部長、統括部長および部長、ならびに、法務、CSR、総務、人事担当部門の本部長で構成されています。
8. オペレーションコミッティ
経営会議より選任されたメンバーで構成される部門横断型審議機関として、経営企画部門を中心に、投資意思決定等を適切かつスピーディに行い企業価値の最大化に資することを目的として設備投資等に関する事項を審議、検討しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制として監査役設置会社形態を採用している理由としましては、社外監査役が監査役会の半数以上を占めており、独立性のある社外取締役と連携することで、経営に対する監査・監督機能は十分に機能するものと考え、当該体制を採用しているものであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は5月20日であり、集中日に関する配慮は不要であります。
電磁的方法による議決権の行使	当社の指定する議決権行使サイトにて、インターネットによる議決権行使を受付しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加し、投資家の利便性を考慮しております。
その他	ホームページ上に招集通知等を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	原則として年1回以上、説明会を開催しております。 また証券会社の主催する個人投資家向け説明会にも参加しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回、第2四半期および期末時点において、決算説明会を実施し、代表者が説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社に関しての開示したリリースをわかりやすいように時系列にて掲載しております。(URL http://www.askul.co.jp/kaisya/ir/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報室を設置して、専従スタッフがIR活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	すべての当社の役職員が自らの業務を行う際に遵守するべき行動の基本ルールについて、倫理・行動規範「ASKUL CODE OF CONDUCT」に以下のとおり定めております。「当社を取り巻くステークホルダーとの関係において、法令及び同規程を含むすべての社内規程等を遵守し、健全で公正かつ透明性の高い活動を行います。海外で常設的に事業活動を行う場合は、それぞれの国の法令も遵守します。」 また、これらについて、社内イントラネットに掲示し役職員への徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境・社会活動の基本的な考え方や主な取り組みを当社のホームページに開示しております。詳細は、http://www.askul.co.jp/csr/ を参照ください。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	前述の情報開示委員会の決定に基づき、お客様、株主・投資家、パートナー企業、社員等ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定をしております。「会社情報の適時開示に関わる会社の基本方針・考え方」および「現状における適時開示体制の状況」については、「V. その他　2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項」に詳細を記載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するため、当社の果たすべき社会的責任を認識し、コーポレート・ガバナンスの充実と同時に、コンプライアンス経営を徹底し、リスク管理の観点から、各種リスクを未然に防止する内部統制システムを構築しています。

2. 整備状況

(1)当社および当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
a. 当社および当社の子会社から成る企業集団は、持続的に成長するために必要な考え方や行動の原点である「ASKUL WAY」を制定し、当社の企業理念に基づき倫理・行動規範「ASKUL CODE OF CONDUCT」およびコンプライアンスマニュアルを整備・共有・遵守するとともに、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等の諸規程を遵守し、適正な職務執行を行います。
b. 当社は、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、取締役会には当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍します。
c. 当社は、CSR委員会その他の委員会を設置し、取締役会のガバナンス機能を補完する体制を構築します。
d. 環境、情報セキュリティ、労働安全、品質、各種法令に関する教育・研修等を定期的に実施することによりコンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備します。
e. 当社の使用人の職務執行状況については、内部監査部門が監査を行い、問題点があれば当該使用人の属する部門に指摘するとともに、代表取締役および取締役に報告し、当該部門の改善を求め、業務の適正を確保します。
f. 子会社の取締役等および使用人の職務執行状況については、当社関係会社管理規程に基づき経営企画部門が統括管理するとともに、当社の内部監査部門が監査を行い、業務の適正を確保します。
g. 当社および当社の子会社のモニタリング機能の一環として、社外相談窓口(顧問弁護士事務所内)を含む、当社および当社の子会社において適用されるホットライン(内部通報制度)を設置し、コンプライアンス上、疑義のある行為の把握を行う体制を構築します。

(2)取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
a. 取締役の職務の執行に係る情報は、法令・定款のほか、取締役会規程、情報セキュリティに関する規程および文書取扱規程等の社内規程に基づき適切に記録し、保存および管理します。また、取締役および監査役は、常時これらの記録を閲覧できるようにします。
b. 取締役会により選任された取締役が責任者として、この任務にあたります。

(3)当社および当社の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
a. 当社は、当社および当社の子会社のリスクに関して、リスクマネジメント担当取締役を定め、対応部門を設けるとともに、リスク・コンプライアンス委員会、労働安全衛生委員会、品質マネジメント委員会、および情報開示委員会等の各委員会を設置し、当社および当社の子会社のリスクおよびコンプライアンスの状況を把握評価し、リスクの発生を未然に防止します。
b. 当社および当社の子会社は、上記リスク評価を踏まえ、各種リスクが顕在化した場合に当社および当社の子会社の損失を最小化するために必要な体制を予め構築し、また、実際にかかるリスクが顕在化した場合には、当該体制に従い、必要な対策を講じます。
c. 当社は、環境、情報セキュリティ、労働安全、品質、コンプライアンス等に係るリスクについては、ISO14001(環境)、JISQ15001(プライバシーマーク)、ISO27001(情報セキュリティ)の各規格に準拠したマネジメントシステムを構築し、分析・計画、実行、審査・レビュー、改善のマネジメントサイクルを維持し、適正に職務執行を行う体制を確立するとともに、各担当部署および各子会社にて規程・マニュアル等を制定し教育・周知徹底を行います。
d. 当社および当社の子会社の職務執行に係るリスク管理のモニタリングについては、内部監査部門を中心にコンプライアンスおよびリスク管理の観点を踏まえて定期的に監査を行います。

(4)当社および当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a. 当社および当社の子会社は、各社が定める取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとります。
b. 当社は、BtoC事業とBtoB事業の両事業をカンパニーとして位置づけ、両カンパニーにおいて最高執行責任者(COO)を選任し、意思決定と職務執行の迅速化を図ります。
c. 当社は、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるための牽制機能を期待し、取締役会には当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍します。

(5)当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、関係会社管理規程その他関連規程を定め、これに基づき、各子会社は、当社の窓口となる経営企画部門への報告、または、当社の取締役会、経営会議等その他重要な会議への出席を通じて、職務の執行状況その他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行います。経営企画部門は、当社の子会社の取締役、監査役および使用人より報告を受けた事項について、速やかに当社の関係部門と共有します。

(6)その他の当社ならびに当社のその他の関係会社および当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社と当社のその他の関係会社にあたるヤフー株式会社との関係に関しては、同社と利害関係のない社外役員による経営のモニタリング体制を充実させ、牽制機能を強化することにより、業務の適正を確保します。

(7)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
a. 監査役の職務の補助については、必要に応じて内部監査部門、法務部門が適宜対応するほか、監査役より専従スタッフ配置の求めがあるときは監査役と協議の上、適切に対応します。
b. 監査役の職務を補助する使用人の任命、異動については、監査役の同意を得ます。また当該使用人は、監査役の指揮命令下で職務を執行し、その評価については、監査役の意見を聴取します。

(8)当社および当社の子会社の取締役、監査役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制、ならびに、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a. 当社の取締役および使用人は、取締役会、経営会議等その他監査役が出席する重要な会議を通じて、職務の執行状況を報告します。

b. 当社の子会社の取締役、監査役および使用人は、当社の窓口となる経営企画部門への報告、または、当社の取締役会、経営会議等その他監査役が出席する重要な会議への出席を通じて、職務の執行状況その他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行います。経営企画部門は、当社の子会社の取締役、監査役および使用人より報告を受けた事項のうち重要事項については、速やかに監査役に報告します。
c. 当社の監査役は、当社および当社の子会社の業務執行状況全般を対象としつつ、監査役会において定める監査方針に基づき、当社の取締役、事業本部長、本部長、および当社の子会社の取締役を主な対象として監査を行うなど、効率的かつ実効的な監査の実施を図ります。また、当社の監査役は、内部監査部門および会計監査人との積極的な連携を図り監査を行います。
d. 当社および当社の子会社は、会社の信用や業績等に大きな影響を与える恐れのある事象や、法令・定款・社内規程等に違反する重大な行為等が発見されたときは、当社担当部門を通じて、速やかに当社の監査役に報告される体制を構築します。
e. 監査役会と代表取締役、会計監査人との間でそれぞれ定期的な意見交換会を実施します。
f. 当社は、当社および当社の子会社で適用されるホットライン（内部通報制度）において、当社の監査役を相談窓口の一つとし、監査役への報告体制の充実を図ります。なお、当該ホットラインによる申告者に対して当該申告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止します。

（9）監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
　監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

（10）財務報告の信頼性を確保するための体制
　当社は、経理財務担当取締役を定め、財務報告に関する社内規程を整備し、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に準拠して連結財務諸表および個別財務諸表を作成するとともに、情報開示委員会を設置し、当社および連結子会社における財務報告の信頼性を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

　当社および当社の子会社の倫理・行動規範に、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力・団体の活動を助長もしくは加担するような行為は行わないことを定めます。また、同倫理・行動規範については、常時社内および当社の子会社内に掲示し、教育・周知徹底を図ります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1.会社情報の適時開示に係る会社の基本方針・考え方

アスクル株式会社とその子会社で働くすべての取締役、監査役、社員、契約社員、パートタイマー（以下、「私たち」といいます。）の一人ひとりが自らの業務を行う際に遵守するべき行動の基本ルールとして「ASKUL CODE OF CONDUCT」がありますが、その中で次の通り明記しております。

（1）株主、投資家に対して
・株主、投資家に対する、経営に関する事項、事業活動状況等の企業情報（以下、「企業情報」といいます）の開示については、関係法令に従い、積極的かつ公正に行います。
・企業情報は、常に正確性を確保し、必要な場合は秘密保持の必要性を考慮し、適切な時期、方法により開示します。
・財務・税務会計に関する記録および報告は、その信頼性の確保のために、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準、関係法令および社内規程等に従い、正確かつ適正な会計処理を行うものとし、不正確な記録・虚偽の記録を作成しないものとします。
・私たち一人ひとりの担当業務に関する記録および報告についても、関係する法令および社内規程等に従って正確かつ誠実に作成し、不正確な記録を作成しないものとし、理解しやすい表記に努めます。
・開示すべき情報には、法令で要求されているもののほか、経営理念・各方針・環境活動・社会貢献活動等社会とのかかわりに関する情報についても、積極的な開示に努めます。

（2）インサイダー取引の禁止
業務上知り得た、アスクルグループのお取引先の重要な未公開の情報を知りながら株式や証券取引を行う等、証券市場の健全性・公正性を阻害する行為を行いません。また、重要な未公開情報を利用して、第三者への利益提供または便宜供与等も行いません。

このように、投資家の投資判断に重要な影響を与える事実や決算に関する情報の適時開示について、アスクルグループのすべての者が真摯な姿勢で取り組んでおります。

2. 現状における適時開示体制の状況について

具体的には、投資者の判断に影響を与える重要な事実に関して、決定事実・決算に関する情報、それぞれにおいて、次のような体制をとっております。

（1）決定事実・決算に関する情報
アスクルグループの各事業所・各部門において、重要事実とはどのような事実が該当するのかを把握・認識するために、法令や上場規則を反映した内部者取引規程の中で重要事実を一覧表としてまとめ、案件ごとに情報開示委員会にて判断しております。
情報開示委員会は、当社が東京証券取引所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」および関係法令の定めに基づく情報開示を迅速かつ、適切に行うための意思決定機関であり、それに関する事項を定めた情報開示委員会規程に基づき運営されています。重要事実に関する案件が取締役会等で提案された場合、その案件が重要事実であるか否かについては、担当部署である広報室が適時開示ルールに則って確認し、情報開示委員会において判断しております。
これらの仕組みを踏まえて、取締役会において案件の決定並びに情報開示の対応をしており、決定後、ただちに東京証券取引所を通じて開示しております。

（2）発生事実
突発的事象に対しては、関連部門を招集し緊急対応を行うとともに、迅速な開示対応を図るしくみを構築しております。ここで、リスクのレベルを判断し、レベルに応じて対応組織を編成します。重要事実に該当するレベルのものについては、緊急時対策本部を設置し、速やかかつ適切な開示への対応を図っております。

また、各部門・各子会社の業務執行に関しては、内部監査が厳正に監査を実施しており、企業経営の公正性、透明性の確保向上に努めおります。

【参考資料：模式図】

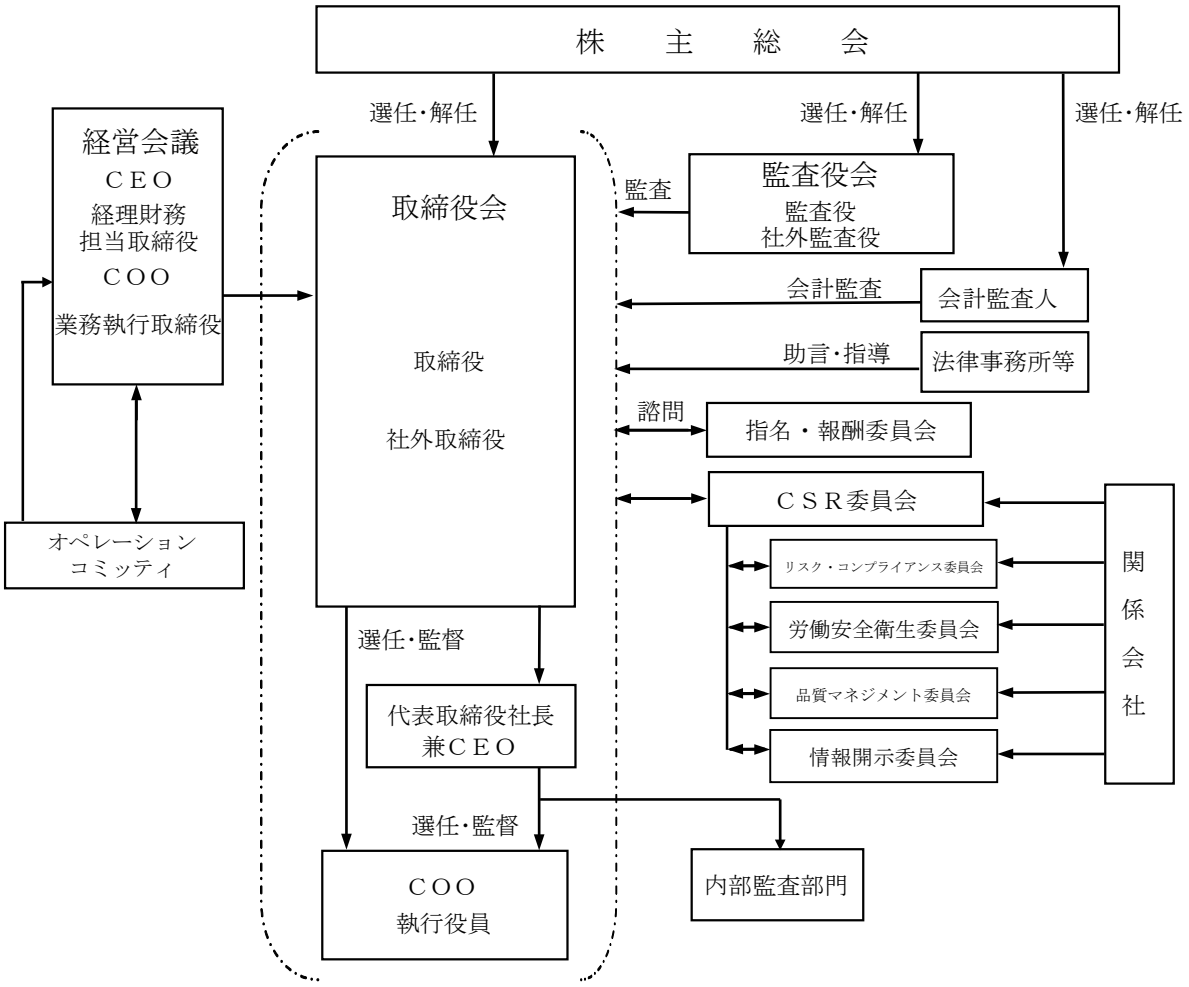
株　主　総　会
選任･解任
選任･解任
選任･解任
経営会議
ＣＥＯ
経理財務
担当取締役
ＣＯＯ
業務執行取締役
取締役会
取締役
社外取締役
監査
監査役会
監査役
社外監査役
会計監査
会計監査人
助言･指導
法律事務所等
諮問
指名・報酬委員会
ＣＳＲ委員会
リスク・コンプライアンス委員会
労働安全衛生委員会
品質マネジメント委員会
情報開示委員会
関係会社
オペレーション
コミッティ
選任･監督
代表取締役社長
兼ＣＥＯ
選任･監督
ＣＯＯ
執行役員
内部監査部門